

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 29 日

青森県知事 殿

提出者

住 所 青森県弘前市大字若党町 45-1

氏 名 太田建設株式会社

代表取締役 太田 和子

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0172-32-4071

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	太田建設株式会社
事業場の所在地	青森県弘前市大字若党町 45-1
計画期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種	総合工事業
② 事業の規	元請完成工事高 200,000 千円(令和 4 年度実績)
③ 従業員数	11 人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	各工事現場→自己運搬・収集運搬業者→処分業者

(日本工業規格 A 列 4 番)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組) 再生利用を進める			
② 計画	【目標】別紙2		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組) 工事の種類により廃棄物の発生量が変化するため計画通り 行かないこともあるが、更なる工程の見直しを行い、再生利用 を進めることで、廃棄物の発生を抑える。			

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類(コンクリート塊,アスファルト塊),木くず、廃プラスチック類,金属くずについて分別を実施。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状を維持する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組)			—
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組)			—

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組)			—
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組)			—

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組)			—
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組)			—

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し 書面による契約を実施している。			

(第5面)

② 計画	【目標】別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
(今後実施する予定の取組) 再生利用、熱回収が可能である廃棄物についてはそれぞれ再生 利用業者、熱回収業者へ処理を委託する。 委託先処理業者には定期的に現場確認を実施する。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

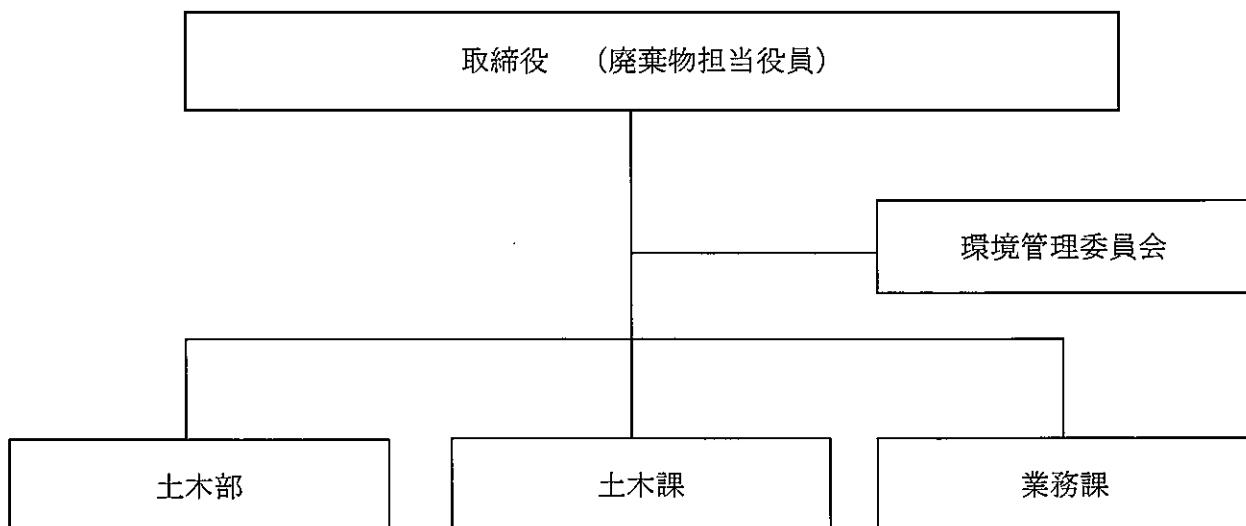
別紙1 (第2面) 管理体制図について

○産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

総括責任	組織名 太田建設株式会社 取締役
廃棄物担当者	組織名 土木部土木課 組織人数 11人
	役 割
環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理に関する検討 再生処理・中間処理・適正処理の推進、計画的な 廃棄物の管理運営を行う上での必要事項を検討する。 ・委員長：取締役 ・委 員：土木部長 ・事務局：土木部土木課
廃棄物処理総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
廃棄物管理担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育 ○その他関係する事項

(廃棄物処理に関する管理体制)



別紙2 (第2面)、(第4面)、(第5面)について
○産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	産業廃棄物の種類 排出量	がれき類 2239.08	廃プラスチック類 0.36	金属くず 0.07	木くず 250.83
	産業廃棄物の種類 排出量	がれき類 2000.00	廃プラスチック類 0.30	金属くず 0.10	木くず 100.00
②計画	産業廃棄物の種類 排出量	がれき類 2239.08	廃プラスチック類 0.36	金属くず 0.07	木くず 250.83
	産業廃棄物の種類 排出量	がれき類 2000.00	廃プラスチック類 0.30	金属くず 0.10	木くず 100.00

○産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	産業廃棄物の種類 全処理委託量	がれき類 2239.08	廃プラスチック類 0.36	金属くず 0.07	木くず 250.83
	優良認定処理業者への 処理委託量	—	—	—	—
	再生利用業者への 処理委託量	2239.08	0.36	0.07	250.83
	認定熱回収業者への 処理委託量	—	—	—	—
	認定熱回収業者以外の 業者への委託量	—	—	—	—
	産業廃棄物の種類 全処理委託量	がれき類 2000.00	廃プラスチック類 0.30	金属くず 0.10	木くず 100.00
②計画	産業廃棄物の種類 全処理委託量	がれき類 2000.00	廃プラスチック類 0.30	金属くず 0.10	木くず 100.00
	優良認定処理業者への 処理委託量	—	—	—	—
	再生利用業者への 処理委託量	2000.00	0.30	0.10	100.00
	認定熱回収業者への 処理委託量	—	—	—	—
	認定熱回収業者以外の 業者への委託量	—	—	—	—